

扶 養 控 除 等 所 得 要 件 の 見 直 し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養控除等の合計所得金額要件も見直されます。各要件については以下の表のとおりです。

要件等	改正前	改正後
同一年計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額38万円以下	合計所得48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額38万円超123万円以下	合計所得48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得65万円以下	合計所得金額75万円以下
家内労働者特例（必要経費の最低保証額）	65万円	55万円